

# 要 望 書

令和6年10月21日

殿

一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会  
会 長 田 中 美保子

平素より知的障害・発達障害のある人たちとその家族に対して多大なご尽力を賜り、県当局並びに県議会に対しまして厚くお礼申し上げます。

私ども手をつなぐ育成会は、障害のある人たちが各ライフステージに応じた適切な支援のもとで安心して豊かな暮らしができる共生社会の実現を願って活動を進めてきました。平成23年施行の改正障害者基本法以降、権利擁護や社会参加の機会の拡大等の様々な制度やサービスができ、障害福祉が進展していることに感謝しています。今後も、地域の人たちの理解と障害のある人達の生活を支える基盤の整備がさらに進むことを願い、以下の項目につきまして要望いたします。

## 記

### I 近年の物価高騰に対する対応について

- 多くの日常生活用品やサービス等の値上げが続いています。ほとんどの知的障害者は収入の大半を障害基礎年金が占めることから、今後も経済的に厳しい生活が続くことが予想されます。知的障害者の実態を踏まえた経済的支援をお願いしたい。

また、障害福祉事業所がエッセンシャルワークとしての機能を果たしていくためにも、安定した運営に必要な支援をお願いしたい。特に、食事提供体制加算を経過措置ではなく、恒久的な位置づけとしていただきたい。

### II 共生社会に向けての啓発活動について

- 共生社会の実現のためには、相模原市の障害者施設での悲惨な事件を風化させないことが大切であると思います。県・市町村が開催する研修会や様々なイベント等で障害者理解と多様性を認め合う共生社会についての啓発活動を進めていくことをお願いしたい。
- 障害者差別解消法の改正により民間事業者による合理的配慮が義務化になりました。差別解消法施行より10年が経過しましたが、改めて「合理的配慮」の理解がより進むよう啓発活動を進めていただきたい。

知的・発達障害のある人にとっての合理的配慮を考えるにあたっては、障害の特性を理解して活動を支援していただけるキーパーソンとなる人の存在が重要になります。岡山県では「発達障害者支援キーパーソン」として特別支援教育コーディネーター、岡山県ペアレントメンター、医師、保健師、発達障害者支援センター職員等が登録し、専門的なアドバイスや発達障害のある人の支援者のサポートを行う取り組みが進んでいます。今回の義務化にあたっては、職場での理解を進めるために、職場

でのキーパーソンとなる人を置くことと研修に取り組んでいただきたい。

- 岡山県が進めているあいサポート運動やヘルプマーク・ヘルプカードの普及活動に感謝しています。今後も企業等へ研修の受講についての広報を行っていただきたい。また、公民館や図書館などの公共施設、病院、商業施設、バス・電車など交通機関にポスターを掲示することにより啓発活動を進めていただきたい。

### Ⅲ 相談支援体制の整備について

- 相談支援は知的障害者とその家族にとって、将来の生活を考える上でも不可欠なものです。高齢化が進む中では、セーフティネットとして機能することが大切になってくると思います。  
相談支援事業所の数は増えてきていますが、まだ設置のない市町村もあります。また、令和6年度より基幹相談支援センターの設置が努力義務になりましたので、各市町村で相談支援体制の必要性の理解を進め、基幹相談支援センターを核にした相談支援員のスキルの向上や計画相談の実効性を高めていただきたい。
- 岡山県は全国的にみてもセルフプランの割合が高い傾向にあります。セルフプランでは、モニタリングがなく、サービス利用に向けた継続的支援が提供されないおそれがあります。障害のある人達が福祉サービスの枠組みから外れたり、繋がりが薄くなったりすることを心配しています。相談支援専門員の不足が原因の一つと思われるので、報酬単価の引き上げなどにより相談支援専門の人数を増やすことを考えていただきたい。

### Ⅳ 安心・安全な地域生活支援・高齢化への対応について

- 地域での生活や高齢化の問題によりグループホームの増設を要望してきましたが、年々設置数が増え感謝しています。今後、夜間に支援者がつくことも含めて、重度の障害のある方や強度行動障害の方の利用ができるための方策を考えていただきたい。
- グループホームでの虐待や不祥事が問題になることが増えてきているように感じています。今回の報酬改定では事業運営の透明性、支援の質の担保・向上のため、令和7年度から「地域連携推進会議」の開催が義務化されることになりました。現場での視察も含め、外部の目を含めた透明性のある運営が進むようお願いしたい。
- ☆ 知的障害のある人達は、老化が早く早期に介護・医療の必要度が高くなる傾向にあります。通所系サービス事業所には健康診断の実施義務はありませんが、グループホーム利用者や在宅の障害者の中には定期健康診断を受けていない人達があります。病気等の早期発見のためにも、引率等の人の問題、経費や診察のための合理的配慮など多くの問題があると思いますが、障害者が定期健康診断を受けることができる体制を考えていただきたい。
- 地域生活支援拠点等について、多くの市町村で整備が進みましたが、①相談 ②緊急受入 ③体験の機会・場 ④専門的人材の養成 ⑤地域の体制づくりが継続的に機能するようお願いしたい。
- ☆ 今回の報酬改定により訪問介護事業所の報酬単価が下がり、事業所の経営悪化や縮小・閉鎖を聞き、今後の在宅での生活に制限がかかるのではないかと心配しています。また、社会全般に人手不足が大きな問題になっていますが、福祉関係の事業所でも人出不足によるサービスの低下や地域から事業所がなくなるのではないかと心配の声が届いています。このような問題を少しでも改善するよう、国に福祉事業所関係職員の待遇改善を働きかけていただきたい。

- ☆ 育成会では、十数年にわたり地域の親の会（地域連絡協議会）が、知的・発達障害のある人の理解と地域生活の安全確保のお願いに警察署訪問を続けてきましたが、訪問を快く受けていただき継続できていることに感謝しています。まだ街中で障害のある人が不審者扱いとなる事案を聞くことがあり、今後も障害がある人たちの安心・安全のためのご支援をお願いいたします。

## **V 自然災害への対応について**

- 毎年のように激甚災害に指定される災害が発生していますが、岡山県では平成30年の西日本豪雨の被害を忘れかけているようにも感じています。今年度は危機管理課の方を講師に「個別の避難計画」の研修会を、県下6地区で開催することができ感謝しています。しかし、個別の避難計画を策定できている要支援者はまだ少ない現状があります。また、直接避難できる指定福祉避難所の設定が進んでいないように思います。市町村による災害要支援者への対応策を早急に進めたい。
- 災害のような非常事態では、障害のある人たちが慣れている場所に避難生活ができることが大切であると思います。通所・通学している事業所や特別支援学校などに福祉避難所の指定をしていただき、備蓄物品などについても経費の支援をお願いしたい。

## **VI 権利擁護について**

- 強度行動障害のある人と家族支援が課題になってきています。強度行動障害のある人の中には、緊急時であってもサービス利用を断られ、家族が問題を抱え込んでいる事例もあります。行動障害に対応できる人材の育成や地域の課題として地域生活支援拠点等を核とした支援体制を構築していただきたい。

また、強度行動障害がある人はマンツーマンでの対応が不可欠であり、児童発達支援、放デイ、短期入所、生活介護などで、少人数定員でも運営可能な事業所類型を新設する方向で考えていただきたい。

- ☆ 障害のある人や職場（福祉事業所や一般企業）を理解していただくために、行政の担当者の方に職場訪問をしていただき、交流の場を設けることを検討していただきたい。特に、初めて障害福祉の担当者の研修として計画していただきたい。

## **VII 障害者の労働と雇用について**

- 就労継続支援A型事業所について経営改善や一般就労への移行等を促す報酬改定があり、多くの事業所が廃止やB型事業所へ移行し、全国で障害者約5,000人が解雇や退職となったニュースがありました。利用者の生活にとっては大きな影響があったのではないかと心配しています。利用者の不安解消や就労等についての相談支援の体制を整えていただきたい。また、厚生労働省が経営実態や自治体の指導状況を調べる全国調査を始めていますが、障害のある人の自立を支援する方向になることを願っています。

## **VIII 特別支援教育について**

- 特別支援学校高等部卒業時点の就労(一般企業、A型事業所)では、ほぼ生徒の希望がかなっていることに長年の取り組みの成果を感じています。今回の報酬改定によるA型事業所の閉鎖・B型事業所への移行があり不安を持つ保護者がいますが、生徒の希望が叶うよう職場開拓を進めていただきたい。
- ☆ 障害者差別解消法の改正により民間事業者による合理的配慮が義務化になりました。キーパーソンとなる支援者を置いていただくことが重要になると思いますが、学校でも“自分のこと”が話せるよう「自己理解」の教育を進めていただきたい。
- 重度の障害のある人の生活介護事業所等への進路が、市町村によっては厳しい状況にあるように聞きます。今回の報酬改定では、小さい事業所では経営が厳しくなっていることも聞きますが、事業所の縮小や支援員の負担過多などにより重度の生徒の進路選択が狭まることのないようお願いしたい。
- 不登校の児童生徒が増加傾向にある中、県北の学校で「学びの多様化学校」(いわゆる不登校特例校)が設置され、また、高等学校でも岡山県教育センター「MyPlace」ができ、不登校の生徒への新しい取り組みが始まりました。その取り組みの状況を広く関係者に伝えるとともに、地域のネットワークでの対応を進めていただきたい。
- ☆ 「医療的ケア児」に対応するため、医師や看護職員と連携した支援体制の充実を進めていただき、児童生徒の状態等によっては通学による教育を受けることができるようになりました。今後も家族の負担が大きくなるように適切な支援ができる看護職員の養成と人数配置をお願いしたい。
- 家庭・教育・福祉の連携、いわゆる「トライアングル・プロジェクト」が、平成30年に文部科学省と厚生労働省から示されましたが、学校と福祉事業所、保護者の情報共有や連携があまり進んでいないのではないかと思います。三者の指導がバラバラにならないよう連携を進めていただきたい。

## **IX 国への要望について**

- 障害基礎年金が主な収入になっている多くの障害者は、最近の物価の高騰で実質の収入減になっており、年金額引き上げや住宅扶助や医療扶助的な加算給付の創設を検討していただきたい。
- ☆ 12月2日に紙の保険証の新規発行が終了しますが、知的障害の場合、家族や支援者も含めマイナンバーカードの管理が難しい人がいます。マイナンバーカードを作成しない人に発行される「資格確認書」の使用が継続でき、通院等での不安が生じない柔軟な対応を考えていただきたい。